

武庫川女子大学薬友会会則

- 第1条 本会は武庫川女子大学薬友会と称し、事務所を薬学部（所在地：兵庫県西宮市甲子園九番町11-68）におく。
- 第2条 本会は薬学に関する会員の研究を新興し、会員相互の親睦をはかることをもって目的とする。
- 第3条 本会は大学院薬学研究科および薬学部の教育職員と在学生全員をもって組織し、上記会員を正会員とする。なお、卒業生、旧教育職員、旧在籍者は申し出が有れば賛助会員として入会を認める。
- 第4条 本会には次の役員をおく。
会長 1名 学部長
副会長 1名 学科長
委員 若干名
監査 3名（教育職員2名、学生1名）
委員および監査は会長が教育職員および学生中より委嘱する。
- 第5条 役員の任務は下記の通り定める。
1. 会長は本会の運営を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のあるときは会長事務を代行する。
3. 委員は、総務、会計の事務、会誌編集を分掌する。
4. 監査は、会計を監査する。
- 第6条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
- 第7条 本会は下記の行事を行う。
1. 研究発表会
2. 学術講演会
3. 見学、会誌の発行その他本会の目的達成に必要と認められること。
- 第8条 本会の会費は以下のとおりとする。
1. 年額750円とする。なお在学生は便宜上入学時に、卒業もしくは修了年次までの会費金額を一括納入する。賛助会員の場合もこれに準ずる。ただし、必要のある時は、臨時会費を徴する事ができる。
2. 学生会員が退学する場合、本人より申し出があれば、会費徴収該当年数から在学年数を差し引いた残りの年数に年額を掛けて金額を返却する。
3. 留年者への追加徴収は行わない。また、休学中は在籍しているとみなし、期間分の会費は返金しない。
4. 薬学部内で学科変更した場合、会費は薬学部への合計在籍年数より算出する。合計在籍年数と入学時の徴収金額が一致せず返金を希望する場合は、該当金額を返却する。
- 第9条 本会は毎年1回定期総会を開く。総会においては決議すべき事項はつぎのとおりとする。
1. 事業ならびに会計報告
2. 事業計画ならびに予算の編成
3. 会則の変更
- 第10条 総会は役員会をもってこれに代えることができる。その場合には会議の結果を文章をもって会員に報告する。役員会この他に会の運営上必要ある場合には随時開催できる。
- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則 本会則は昭和43年11月18日より実施する。
付則 本会則は平成2年4月1日より改訂実施する。
付則 本会則は平成9年4月1日より改訂実施する。
付則 本会則は平成18年4月1日より改訂実施する。
付則 本会則は平成23年4月1日より改訂実施する。
付則 本会則は平成24年4月1日より改訂実施する。
付則 本会則は平成25年4月1日より改訂実施する。
付則 本会則は令和6年5月25日より改訂実施する。